

## 平成27年度第5回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会（第二部）

### 会議概要

- 開催日時** 平成28年2月18日（木）11：20～11：50
- 開催場所** 青森市福祉増進センター 3階 大会議室
- 出席委員** 前田保会長、船木昭夫副会長、蛭名篤委員、今栄利子委員、高橋紀男委員、畑井英成委員 <計6名>
- 欠席委員** 桐原郁子委員、町田徳子委員 <計2名>
- 事務局** 健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部理事 能代谷潤治、障がい者支援課長 長内哲史、浪岡事務所健康福祉課長 加福拓志、障がい者支援課副参事 吉田光秀、同課主幹 白戸高史、同課主幹 奥崎隆浩、同課主査 佐々木栄子、同課主査 佐藤進一、同課主査 澤田正志 <計11名>

- 会議次第**
- 1 開会
  - 2 案件
  - 3 閉会

### 議事要旨

#### 案件 青森市障がい者計画（案）について

事務局から、資料1「骨子（案）に対する委員からの意見及び反映状況」、資料2「（仮称）青森市障がい者計画素案（案）の概要」について説明があった。

#### 資料1についての意見、質疑応答

##### ○委員

障がい者の虐待対策支援事業、拡充ということについて、実績を教えてください。

##### ○事務局

通報、相談、施設からの通報があり、実績の詳しい数字は手元に資料がないためわからない。虐待防止センターを設置した際に一時保護の実績がなかったため7日でしたが、平成26年度と27年度の実績をみて30日に増やした。予算はまだ3人ほどしかない。

##### ○委員

6番の子ども・若者育成事業について、県の組織としては男女共同参画課が担当している。中心的なことは、引きこもり等であり、県でも研修会を開催している。保育で担当しているが、障がいなのかと一般市民からいわれると、そこでやっていることはなんなのか。ここで担当するのは良いが、この担当として障がい者支援課が今まで行っていることであればそれにプラス他の課と連携して運営事業展開をしていただきたいと思う。県内を含めて、この子ども・若者支援の活動というのは非常に盛んに行われているし、教育の現場で

も様々対応して、いろいろな部署と連携しているので、そこも含めて、予算上は拡充でかまわないが、他の部署も含め市としての対応を検討していただきたい。

○事務局

健康福祉部だけで行うのは違和感がある。今後も教育委員会と話をしていきたい。

○委員

理解啓発事業で、福祉読本を配布するとあるが配布するだけか。それとも配布する段階で何かしら説明もしているのか。以前、子供たちに対しての理解啓発事業をさせていただきというプレゼンをしていた。実際に場面を想定すると、当事者の子どももいて、その子の前で話していいのかというシビアな問題が出てくる。例えば、親の会や行政と一緒に啓発活動ができれば良いと思う。

○事務局

福祉読本は、学校教育の中で教本として、先生が子供たちに福祉の心を伝えてくださいというもの。先生方が、編集委員になって、先生方に意見を伝え作っている。

特別支援学級の先生方は、自分で受け持っているので理解があるものの、普通学級の先生はなかなか意識がないので、その場で意識を持つ。そのプロセスも大事だと思う。

この福祉読本は、道徳の時間や総合学習の時間に使われているという報告を受けている。しかし、どのように有効に使えばいいのかというのは、先生方に託すだけではなく私たちも研修をしていく必要があると思っている。また教育委員会と協議をしながら、しっかり子供たちに届くようにと思っている。

○委員

読本だけでは理解できない部分もある。障がい者と先生たちとの協議の場をもって、それを生徒に教えていかないとなかなか伝わらないと思うので、ぜひ検討していただきたい。

○委員

特殊学校では地域のセンター的機能ということで、小中高校に教育相談や相談員のようなかたちで、また発達障害の方へのノウハウを知りたいということで、特別支援学校から市内の学校の教育相談センター的な役割を果たしている。

その中で、困っているのは共通理解があって支援しているが、普通学級の先生方の中では十分理解ができて、福祉読本が活用されていくのを望みたい。

また、このような福祉読本を活用しながらできる啓発を、青森市からのメッセージを含めてお願いしたい。あと、合理的配慮についても今後載せていただきたいと思う。

小中学校を含めて「合理的配慮」という言葉の意味がまだ十分理解されていないので、そこから進まないといけないと思う。福祉読本の配布にあたっては、合理的配慮も載せていただいた上で配布、活用をお願いしたい。

○委員

2点ほどお聞きしたい。5番の障害者に対する理解を深めるための事業で、市民向けのハンドブックを配布するとあるが、どういう方法で配布するのか具体的に決まっているものがあれば教えていただきたい。

2つ目は、7番の、タクシー券の対策事業で、実績として65%の利用率だったという話だったが、具体的にその背景とかあれば教えていただきたい。

#### ○事務局

まず一つ目の市民向けのハンドブックに関しては、自立支援協議会の当事者の方から意見を聞きながら、協議を進めている。配布の方法等についてはまだ詳しくは決定していないが、協議会のほうで進めていきたいと考えている。

タクシー券の実態、背景については、4月に、年間48枚ということでお配りしている。タクシー会社から請求がくるものをみると、数字としては26年度であればお配りした枚数のうちの65.4%となっている。利用状況は使用する方の事情であり、1枚しか使っていない方もいる。今回は、実態に合わせた枚数に変更させていただいた。

#### ○委員

障がい者を理由とする差別の解消に関する法律を踏まえ、ハンドブックをつくるということだが、県が配布しているものは、共生社会づくりのハンドブックを障がい者団体や地域の観光関連、それからタクシー会社に配布している。その観点からいうと、少し視野を広げたハンドブックが必要ではないかと思う。

差別解消をクローズアップして行くと、障害者差別、共生社会を土台としてやることを検討したほうが、広く市民に理解されると思う。県で配布していますので、あまり参考にならないかもしれないが、一度見ていただきたいと思う。

タクシー券のことは、なぜ使わなかったのかを聞き取りして参考にしたらいいと思う。理由は様々あると思うので、使えるものが100%使えるような検討をするためにもお願いしたい。

#### 資料2についての意見、質疑応答

##### ○委員

障がい者の権利を考えると、精神障がいの点から考えると、日本の歴史の中での権利は非常に大きな課題がある。今後、家族や、青森市では当事者の会もあるので、その意見を聞いていくことは自立支援協議会の会長からも出ているので、お願いしたい。

#### 資料3についての意見、質疑応答

○委員からの意見はなし。

#### その他

##### ○委員

障がい福祉サービスの利用契約のことで、20歳未満の未成年者が事業者と契約を結ぶときや市の実地指導を受けたときに、保護者でなければいけないと指導を受けたと聞いた。私の記憶では、障がい者本人と事業者が契約を結ぶ。しかし未成年者は、保護者が同意すれば良いと思っていたが、そうでないとわかった。障がい者支援課の中でも、同じようなことがあるのか確認したい。

#### ○事務局

20歳未満は保護者が契約するように指摘したことは、私ども聞いていなかった。通常は障がい者本人と事業者になる。障害者総合支援法では18歳未満は保護者、18歳以上は障害者本人が全て、申請から決定まで受けることが可能となっている。20歳というのは障害者年金や一部特殊なものだけで、基本的に障害者総合支援法では、18歳で切り替わる認識である。ただ、その指摘の内容は確認させていただく。

○委員

話をされた方は、未成年者は携帯電話の契約はできない。民法が先なので、福祉も同じということであった。

○事務局

実地指導にいったのが、健康福祉部の指導監査課である。そこは再度確認し、委員の皆様に改めて回答する。